

第5章 騒音・振動

一般地域の環境基準

(平成10年環境庁告示第64号・平成11年埼玉県告示第287号)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 工業専用地域は適用しない。

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域及び C地域のうち車線を有する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓 を 閉 め た 屋 内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

注1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2. 近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

注3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

深夜営業に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第 47 条別表第 18)

区域の区分	基準値	時間
第1種区域	45 デシベル	午後 10 時から翌日午前 6 時まで 原則として午後 11 時から翌日午前 6 時までの間、音響機器の使用禁止
第2種区域	45 デシベル	
第3種区域	50 デシベル	
第4種区域	50 デシベル	

拡声機使用に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第 48 条別表第 19)

1 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	60 デシベル	イ 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 ロ 拡声機の使用は、1 回 20 分以内とし、次回の使用までに 10 分以上の間隔を置くこと。 ハ 基準値は、屋外の地上 1.5m の位置における音量とする。
第2種区域	65 デシベル	
第3種区域	75 デシベル	
第4種区域	80 デシベル	

2 移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	70 デシベル	イ 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 ロ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 100m の区域内においては、拡声機を使用しないこと。 ハ 停止している間に拡声機を使用する場合の基準値は、音源から 10m 以上離れた地上 1.5m の位置における音量とする。
第2種区域	75 デシベル	
第3種区域	85 デシベル	
第4種区域	85 デシベル	

資材置き場における作業騒音に関する規制基準

区域の区分	基準値	時間
第1種区域～ 第4種区域	75 デシベル	昼間（下記以外の時間）
第1種区域	45 デシベル	夜間（午後 9 時から翌日の午前 6 時まで）及び日曜日
第2種区域	45 デシベル	
第3種区域	50 デシベル	
第4種区域	60 デシベル	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）及び日曜日

特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年3月30日秩父市告示第62号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
第1種区域 〔第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域〕	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域 〔第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めのない地域、都市計画区域外〕	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域 〔商 業 地 域 近 隣 商 業 地 域 準 工 業 地 域〕	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域 〔工 業 地 域〕	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当値d B（A）から5デシベル（A）減じた値とする。

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める基準

（平成12年総理府令第15号）

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する区域	75 デシベル	70 デシベル

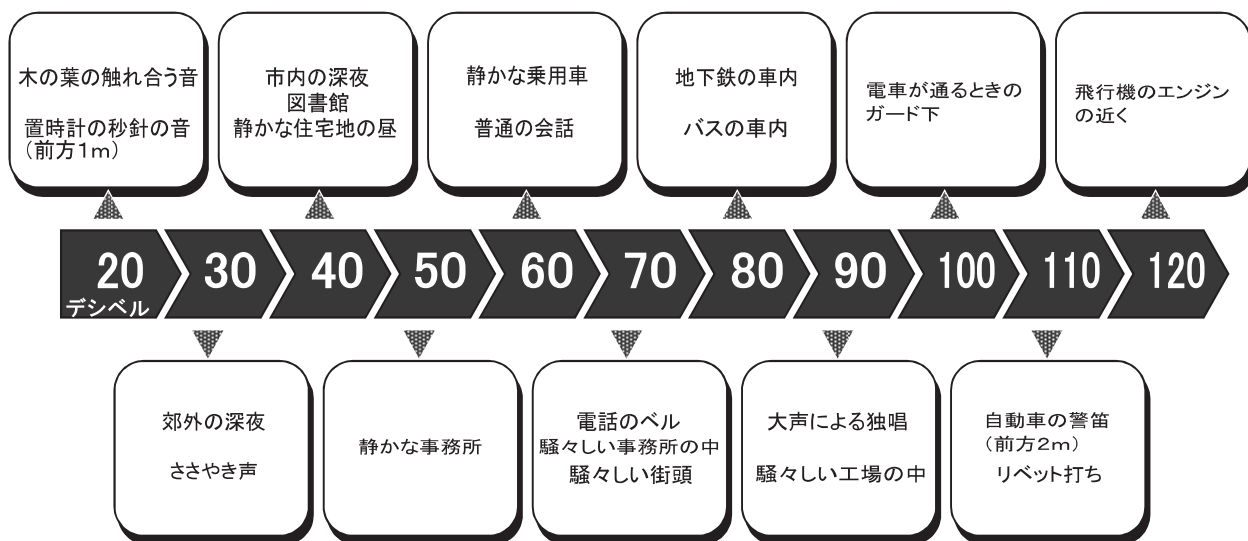
区域の類型を当てはめる地域（抄）

（平成24年3月30日秩父市告示第64号）

区域の類型	該 当 地 域
a 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区 域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注. この基準は、市町村長から県公安委員会に対し、自動車騒音の低減を図るために交通規制の要請をする場合の基準である。

騒音の大きさの例



振動の大きさの例

デシベル	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
55以下	0	人は揺れを感じない。		
55～65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
65～75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
95～105	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚の食器類、書棚の本が落ちることがある。家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れ、据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転は困難となり、停車する車が多い。
105～110	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
110以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

デシベルとは

音や振動に対する人間の感じ方は、音の強さ(または振幅)、周波数の違いなどによって異なります。騒音(振動)の大きさは、物理的に測定した騒音の強さ(振幅の大きさ)に、周波数による感覚補正を施したものであり、その単位はdB(デシベル)を用います。

1 騒音、振動の現況

私たちの周囲には種々雑多な音が存在しているが、これらの音のうち耳障りな不快な音質の音を一般的に騒音としてとらえている。

工場、事業場や深夜営業等から発生する騒音による公害は、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例で規制されているが、一般市民の日常生活に伴い発生する騒音が近隣に迷惑を及ぼすという近隣生活騒音は、ほとんど法令の規制となっていない。このため、近年の都市化の進展に伴い近隣生活騒音の問題が増加しているというのが現状である。

また、振動については、振動規制法に基づく指定地域となっていないため、振動発生事業場施設等の規制はないが、騒音防止と併せて振動公害の指導をしている。

本市においては、平成10年度まで環境騒音を市内16か所で年2回、自動車交通騒音を市内3か所で年2回の測定を実施してきたが、平成11年度からは測定地点を変更して環境騒音を10か所、自動車騒音を3か所で、年1回の測定とした。これは、騒音に係る新しい環境基準が平成11年4月1日から施行され、時間の区分が従来朝、昼間、夕、夜中の4時間帯から、昼間（6時～22時）、夜間（22時～6時）の2時間帯とされたこと等に伴い、騒音の測定方法についても見直しが見られたことによるものである。なお、平成17年度からは、吉田町、大滝村、荒川村との合併に伴い、各総合支所を新たに環境騒音の測定地点として追加したため、計13ヶ所での測定となった。

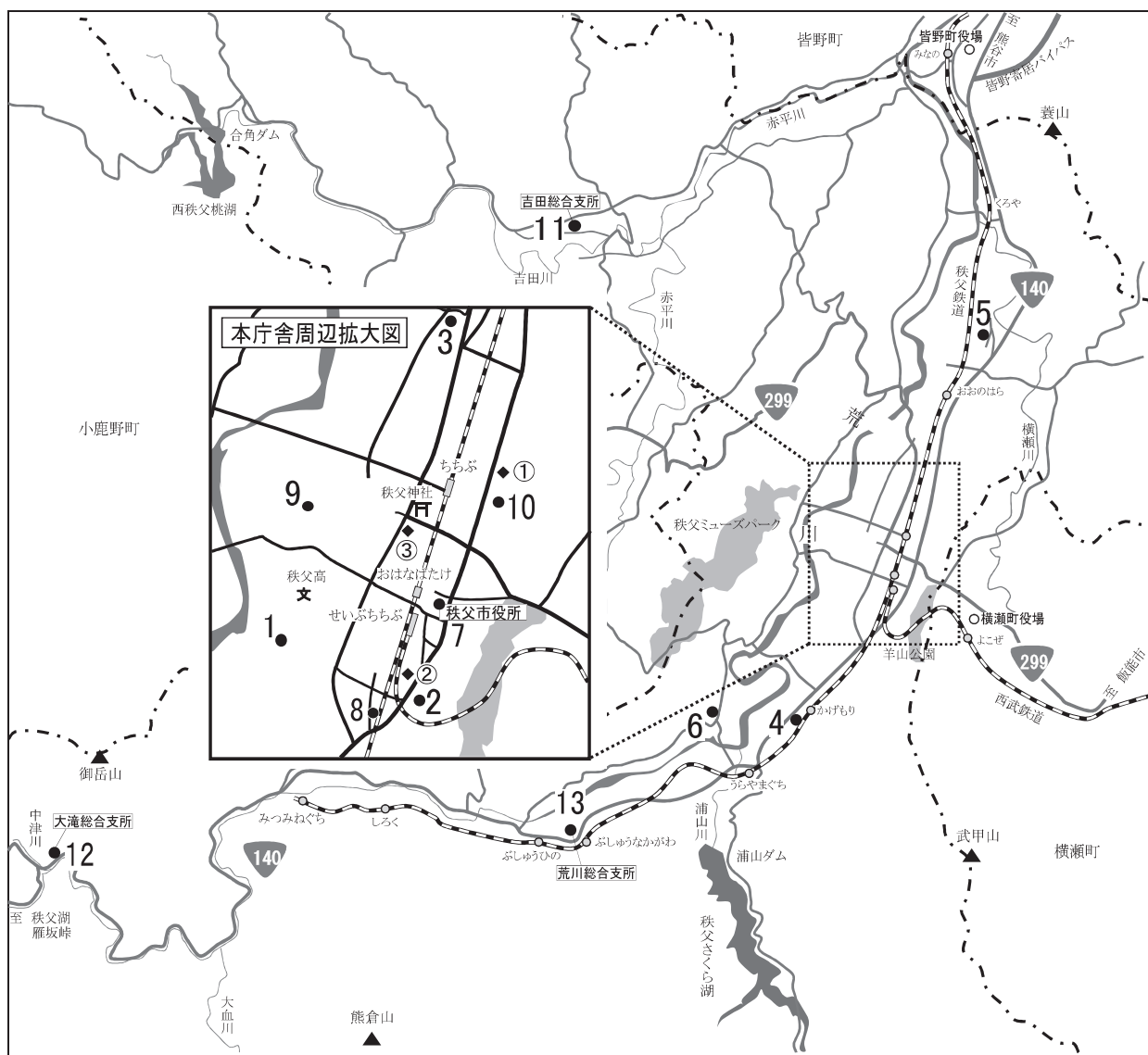
環境騒音測定結果表（表5-1）を見ると、影森公民館の昼間、文化体育センター、大滝総合支所の夜間で環境基準を若干超えているが、その他の地点では昼間、夜間ともに環境基準値内であった。経時変化図（図5-2）を見ると、ほとんどの測定地点では夜間の騒音レベルは低下しているが、低下の割合が少ない箇所も見られる。自動車交通騒音測定結果表（表5-2）では、全地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成した。国道に面している地点では夜間でも交通量が多く、騒音レベルが高い傾向にある。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第二次分権一括法）による、騒音規制法の改正（平成24年4月1日適用）に伴い、「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」、「特定工場等及び特定建設作業に係る規制地域の指定」、「特定建設作業の規制に関する基準に基づく区域の指定」、「指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15）の規定に基づく区域の類型を当てはめる地域の指定」及び「特定工場等における時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定」について、秩父市長が定めることとされ、平成24年3月30日告示を行っている。



騒音計

図5-1 騒音測定場所



環境騒音測定箇所

1	花の木保育所	8	日野田保育所
2	南小学校	9	中村児童館・高齢者憩いの家
3	保健センター	10	道の駅ちちぶ
4	影森公民館	11	吉田総合支所
5	文化体育センター	12	大滝総合支所
6	久那公民館	13	荒川総合支所
7	秩父市役所		

自動車騒音測定箇所

①	秩父勤労者福祉センター
②	秩父市福祉女性会館
③	本町街かどギャラリー

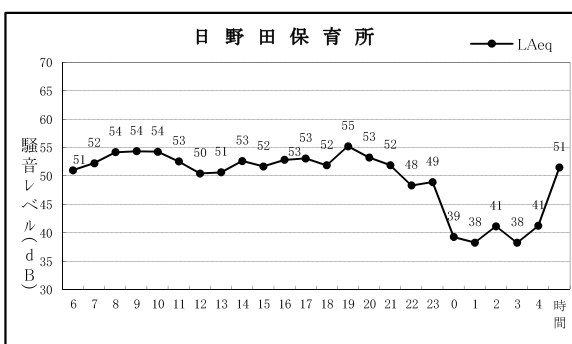
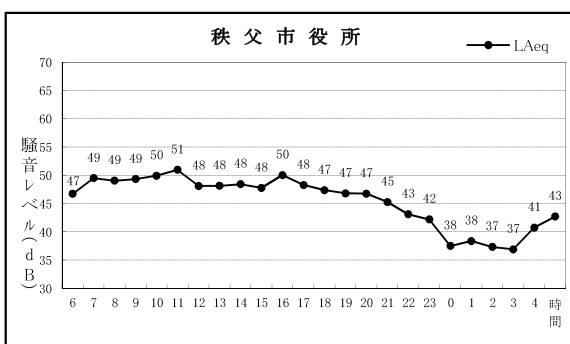
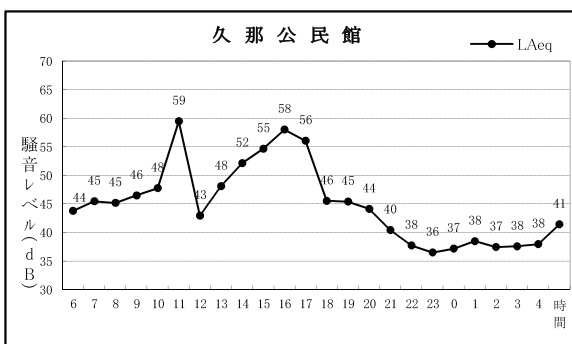
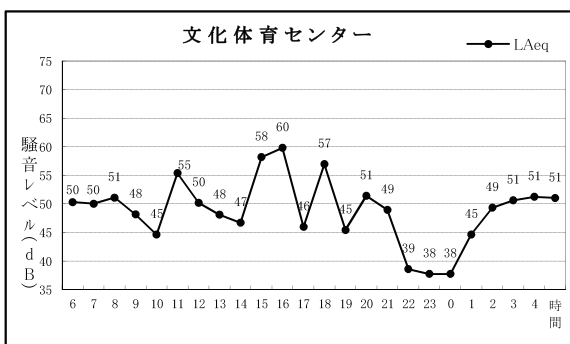
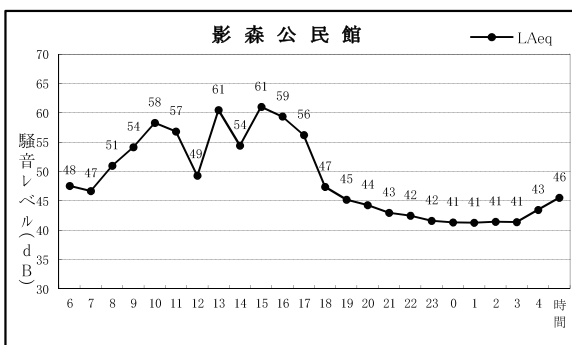
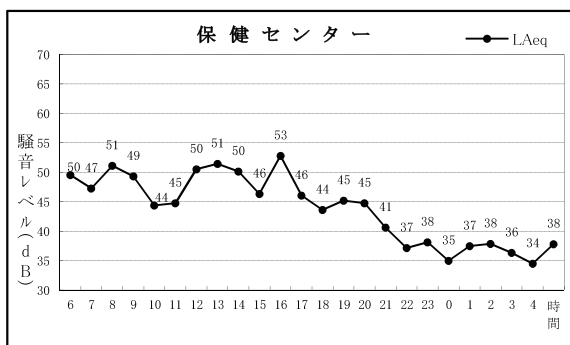
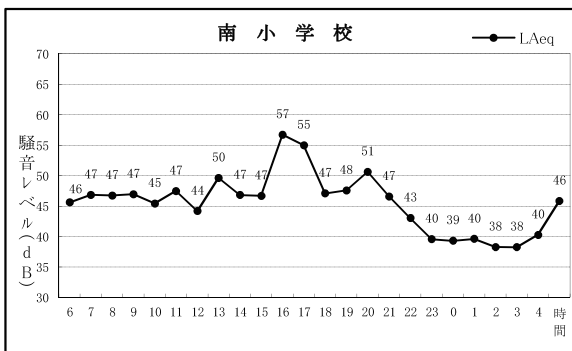
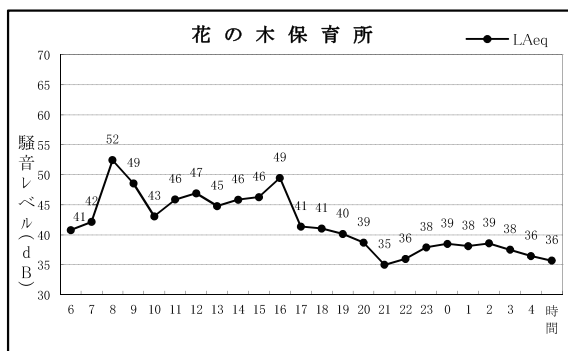
表5-1 環境騒音測定結果表

(単位:デシベル)

測定場所	地域の区分	用途地域	測定年月日	昼間(6時~22時)		夜間(22時~6時)	
				平均	環境基準	平均	環境基準
花の木保育所	A	第1種中高層住居専用地域	26.12.9 ~10	46	55	37	45
南小学校	A	〃	27.3.10 ~11	50		41	
保健センター	B	第1種住居地域	26.12.18 ~19	49		37	
影森公民館	B	〃	27.3.4 ~5	56		43	
文化体育センター	B	用途地域の定めのない地域	27.3.25 ~26	53		48	
久那公民館	B	〃	27.1.28 ~29	52		38	
秩父市役所	C	商業地域	26.11.5 ~6	49	60	41	50
日野田保育所	C	準工業地域	26.12.11 ~12	53		46	
中村児童館 高齢者憩の家	C	〃	26.12.10 ~11	45		33	
道の駅ちちぶ	C	工業地域	26.11.27 ~28	54		48	
吉田総合支所	-	都市計画区域外	26.11.12 ~13	57		38	
大滝総合支所	-	都市計画区域外	26.11.13 ~14	58		53	
荒川総合支所	-	都市計画区域外	26.11.17 ~18	56	47		

※都市計画区域外は一般地域の環境基準における地域の区分がされていませんが、参考として本市ではC地域の環境基準との比較を行いました。

図5-2 平成26年度環境騒音測定結果経時変化図



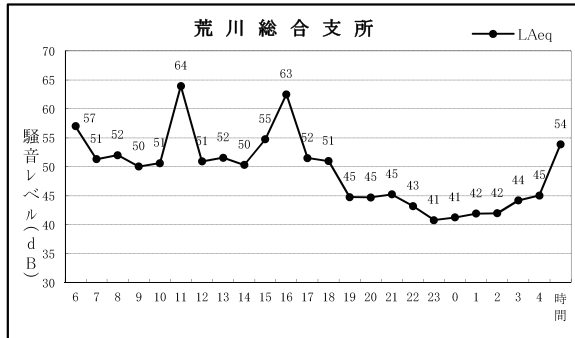
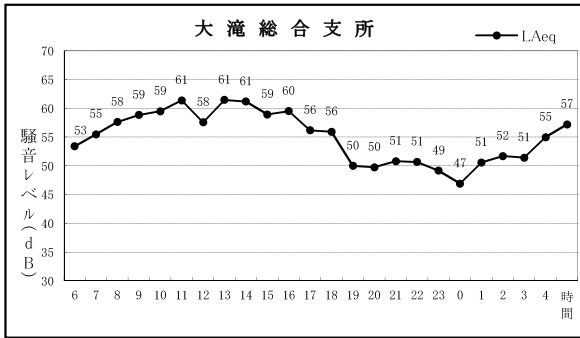
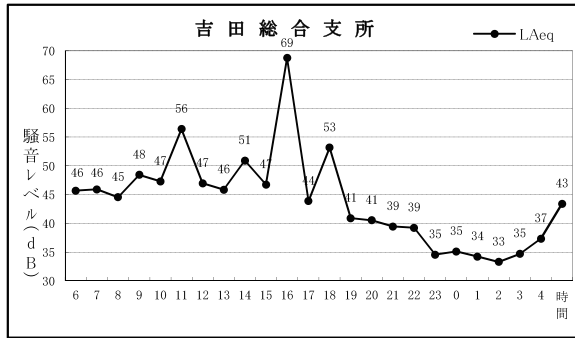
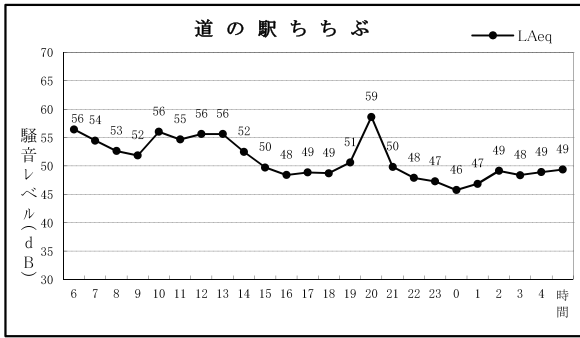
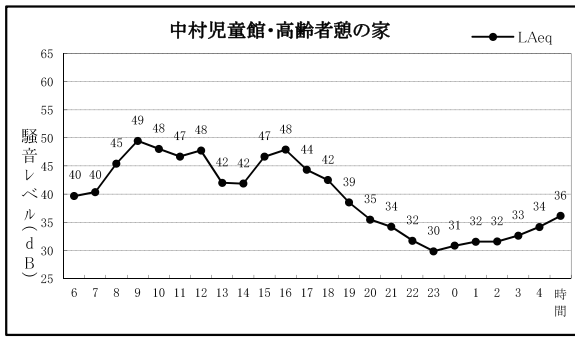


表5-2 自動車交通騒音測定結果

測定場所	地域	用途地域	測定年月日	昼間(6時~22時)			夜間(22時~6時)		
				平均	環境基準	要請基準	平均	環境基準	要請基準
秩父勤労者福祉センター	B	第1種住居地域	26.12.24~25	67	70	75	63	65	70
秩父市福祉女性会館	C	近隣商業地域	27.2.12~13	62	65	75	58	60	70
本町街かどギャラリー	C	商業地域	27.1.9~10	65	70	75	58	65	70

測定場所	測定時刻	交通量(台/10分)				平均速度(km/h)			
		上り		下り		上り		下り	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
秩父勤労者福祉センター	10:05								
	15:35	114	144	94	114	40	45	36	38
秩父市福祉女性会館	10:20								
	13:30	93	93	103	99	44	43	40	43
本町街かどギャラリー	11:40								
	16:20	75	65	70	69	38	35	38	37

図5-3 平成26年度自動車交通騒音調査結果経時変化図

